

# 今年度の学校評価について

080624

寒河江市立南部小学校

## 1 ねらい

『小学校設置基準』 第一章（総則）第二条（自己評価等）第三条（情報の積極的な提供）  
《H14、3、29 文部科学省令第14号》

（自己評価等）

第二条 小学校は、その教育水準の向上を図り、当該小学校の目的を実現するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

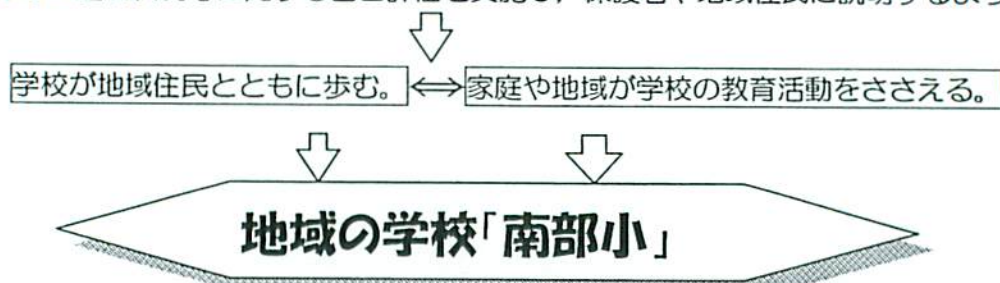
（情報の積極的な提供）

第三条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

アカウントビリティ（説明責任・応答責任）  
保護者や地域とともに（共育）

\*教育目標や教育計画等を保護者や地域住民に説明する。

\*教育目標等の達成状況等に関する自己評価を実施し、保護者や地域住民に説明するように努める。



## 2 推進計画

① 平成20年4月 学校評価委員会（校長・教頭・教務・副教務・各指導部長）を組織する。

② 平成20年6月 第1回 学校評価委員会開催

○今年度の「学校評価」について検討する。

学校評価目的 ①学校が元気になる評価

②わかりやすい評価

③学校改善ができる評価

評価の時期

①継続評価（毎週:打ち合わせ, 毎月:職員会議）

②随時:行事の評価

③定期評価（年2回）

- 評価の公表 ①保護者や地域へ（プリント・学校だより・PTA委員会で）  
 ②学校評議員会で  
 ③南部小ホームページで

③ 平成20年6月 学校評議員会で学校評価のねらいや方法について意見をきく

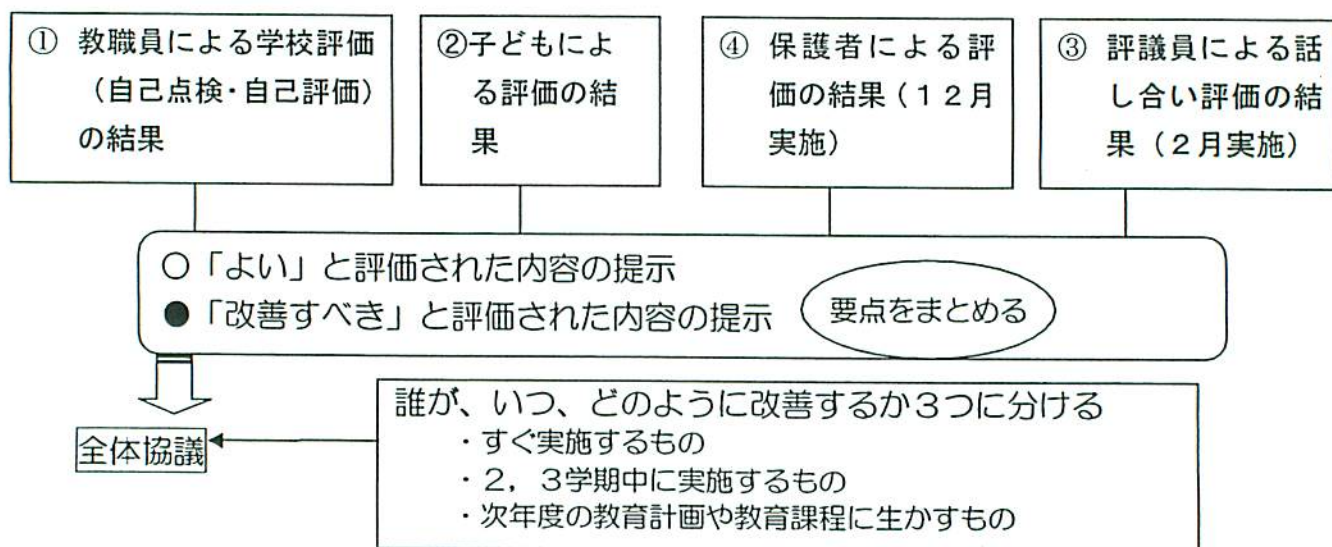
④ 平成20年7月 職員会議

(ア)「学校評価」についての意義・必要性，方法・手立てなどの確認

(イ)「教職員による学校評価」「子どもによる評価」項目を検討

教職員・児童へ自己点検・自己評価を配付し，評価の実施

⑤ 平成20年7月 第1回 学校評価会議



⑥ 平成20年9月 第2回 学校評価委員会

保護者用の原案・検討

提示

意見

全職員・PTA委員から検討してもらう

ア 保護者への配付・実施 \*教職員用を配付・実施 児童用を配付・実施

イ 結果の集計

⑦ 平成20年12月 第2回 学校評価会議（全体協議）

誰が、いつ、どのように改善するか，次の3つに分ける。

- ・すぐ実施するもの
- ・3学期中に実施するもの
- ・次年度の教育計画や教育課程に生かすもの

⑧ 平成21年1月 保護者に紙面で公表・ホームページで公表

○3学期の保護者会の時に説明し，意見をその場または後日いただく。  
 留意点

○学校を勇気づける評価，改善可能な意見を取り上げる。

⑨ 平成21年2月 学校評価の取り組みに対して学校評議員会で話し合う。